

令和8（2026）年度

旭山記念公園みどりコンソーシアム

# 目 次

|                                        |           |
|----------------------------------------|-----------|
| <b>1 総括的事項に関する取組</b>                   | <b>1</b>  |
| （1）管理運営業務の基本方針及び事業目標 .....             | 1         |
| 1）旭山記念公園の管理運営の基本方針 .....               | 1         |
| 2）事業目標 .....                           | 3         |
| 3）持続可能な社会の実現に向けた取組 .....               | 6         |
| （2）平等利用の確保に向けた考え方と取組 .....             | 7         |
| 1）平等利用確保の方針 .....                      | 7         |
| 2）平等利用確保の取組項目 .....                    | 7         |
| （3）地球温暖化防止対策及び環境配慮の推進に向けた基本的な考え方 ..... | 10        |
| 1）取組についての基本的な考え方 .....                 | 10        |
| 2）緑化協会におけるこれまでの取組 .....                | 12        |
| 3）旭山記念公園におけるこれまでの取組 .....              | 14        |
| 4）当公園における今後の取組 .....                   | 14        |
| 5）当公園における電力の調達を予定している小売電気事業者 .....     | 16        |
| <b>2 統括管理業務の実施内容</b>                   | <b>17</b> |
| （1）管理運営組織の確立 .....                     | 17        |
| 1）責任者の配置及び組織の整備 .....                  | 17        |
| 2）従事者の確保、配置計画 .....                    | 24        |
| 3）人材育成・研修計画 .....                      | 29        |
| 4）労働関係法令の遵守及び雇用環境の維持向上 .....           | 33        |
| （2）管理水準の維持向上に向けた取組 .....               | 38        |
| 1）情報共有の組織的な取組 .....                    | 38        |
| 2）業務の見直し等の組織的な取組 .....                 | 39        |
| 3）管理における情報共有と業務の改善 .....               | 40        |
| 1）具体的な再委託業務 .....                      | 43        |
| 2）再委託の適正確保のための具体的方策 .....              | 43        |
| （4）市民との協働、地域等との連携による取組 .....           | 45        |
| 1）市民協働及び地域連携の基本的考え方 .....              | 45        |
| 2）市民協働及び地域連携の内容 .....                  | 45        |
| 3）関係機関一覧 .....                         | 46        |
| 4）札幌市等との連絡調整の具体的方策 .....               | 46        |
| （5）財務 .....                            | 48        |
| 1）資金管理に関する基本的な考え方 .....                | 48        |
| 2）現金等取扱に関する基本的な考え方 .....               | 48        |
| 3）    現金取扱規程 .....                     | 48        |
| 4）現金等取扱に関する事故防止システム .....              | 49        |
| 5）インボイス制度について .....                    | 49        |
| 6）現金等取扱に関して、事故・不祥事が発生した場合 .....        | 49        |
| （6）苦情対応 .....                          | 50        |
| 1）苦情等対応の基本的な考え方 .....                  | 50        |
| 2）苦情等対応の具体的な手順 .....                   | 50        |
| 3）苦情等の対応システム・フロー .....                 | 52        |
| 4）カスタマーハラスメントへの対応について .....            | 52        |
| （7）記録・モニタリング・報告・評価 .....               | 53        |
| 1）記録・モニタリングに関する基本的な考え方 .....           | 53        |
| 2）セルフモニタリングの具体的な実施方法 .....             | 53        |

|                              |    |
|------------------------------|----|
| 3) 札幌市の検査・確認・要請に対する対応等 ..... | 55 |
| 4) 事業評価の方法および掲示 .....        | 55 |

### 3 施設・設備等の維持管理に関する業務の実施内容 56

|                            |    |
|----------------------------|----|
| (1) 維持管理業務計画 .....         | 56 |
| 1) 総括的事項 .....             | 56 |
| 2) 施設・設備の維持管理 .....        | 58 |
| 3) 植物の育成管理 .....           | 68 |
| (2) 仕様書等との差異 .....         | 74 |
| 1) 維持管理業務特記仕様書との差異 .....   | 74 |
| 2) 維持管理基準表との内容・数量の差異 ..... | 74 |
| (3) 防災業務計画 .....           | 77 |
| 1) 防災業務の実施方針及び役割分担 .....   | 77 |
| 2) 防災訓練計画の予定 .....         | 79 |
| 3) 事故等への対応方法 .....         | 79 |
| 4) 消防法への対応内容 .....         | 83 |

### 4 事業の計画及び実施に関する業務の実施内容 84

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| (1) 都市公園の利用促進に関する取組と実施計画 ..... | 84 |
| 1) 取組の基本的考え方 .....             | 84 |
| 2) 具体的な取組の実施計画 .....           | 84 |
| (2) マナー啓発に関する業務と実施計画 .....     | 89 |
| 1) 取組の基本的な方針 .....             | 89 |
| 2) 具体的な取組の実施計画 .....           | 90 |

### 5 利用者サービス等に関する取組 93

|                         |    |
|-------------------------|----|
| (1) 利用促進計画の基本的な方針 ..... | 93 |
| (2) 自主事業への取組 .....      | 94 |
| 1) 取組の基本的な考え方 .....     | 94 |
| 2) 取組の具体的内容 .....       | 95 |

### 6 管理業務に付随する業務（施設ホームページのウェブアクセシビリティ確保）について 96

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| (1) 既存サイトの継続使用によるアクセシビリティ確保 ..... | 96 |
|-----------------------------------|----|

### 7 札幌市内の企業等の活用について 97

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| (1) 活用についての考え方 .....        | 97 |
| 1) 札幌市内の企業・団体を活用する理由 .....  | 97 |
| 2) 札幌市内の企業・団体の中での優先事項 ..... | 97 |
| (2) 活用に向けた具体的な取組 .....      | 97 |

# 1 総括的事項に関する取組

## (1) 管理運営業務の基本方針及び事業目標

### 1) 旭山記念公園の管理運営の基本方針

当公園を管理するにあたって、私たちは平成 24 年に旭山記念公園みどりコンソーシアムを組織し、平成 25 年度からの 12 年間、効果的かつ効率的な管理運営を実施してきました。

今回も、公益財団法人札幌市公園緑化協会（以下、「緑化協会」といいます。）を代表団体とし、株式会社岩本石庭（以下、「岩本石庭」といいます。）と株式会社北海道造園コンサルタント（以下、「造園コンサル」といいます。）の三者による「旭山記念公園みどりコンソーシアム」（以下、「当コンソーシアム」といいます。）を組織し、当公園の指定管理者として応募します。

これまでの当公園における管理経験を生かし、当公園の特徴を最大限に生かして、魅力ある公園として多くの市民に利用していただけるよう、管理運営に努めます。

構成メンバーと主要な業務分担は次のとおりで、今後もこの体制での管理運営を計画しています。

- 緑化協会

代表団体として、総合的な管理、企画運営・普及等の業務を担当

- 岩本石庭

園内設備や植物等の維持管理業務を担当

- 造園コンサル

冬期の除雪業務等を担当

当コンソーシアムは、緑化協会の《理念》と、運営方針に掲げる《公益性「6つのK」》に基づいた管理運営の『基本方針』として、緊密に連携・協力して取り組みます。



## 公益財団法人札幌市公園緑化協会の《理念》と《運営方針》

### 《理念》

私たちは、札幌市民との相互信頼のもと、みどりを通じた心豊かな持続可能なまちづくりの実現と、みどり豊かな札幌の次代への継承に貢献します。

### 《運営方針》

上記理念の実現のため、次の公益性『6つのK』を柱とし、指定管理者として公園の価値と市民の満足度の向上につなげます。

### 公益性「6つのK」

#### 公平

公園・施設でのサービスの提供においては、平等・公平を最優先して、単なるサービスに留まらず、誰に対しても思いやりと感謝にあふれた真のホスピタリティを目指します。

#### 公開

社会情勢の変化や市民のニーズに対して迅速で的確な対応をとり、公正で透明性のある、開かれた公園・施設の運営に努めます。

#### 効率

長年の公園・施設管理において培った実績・ノウハウを基に、長期的な視点と即対応の視点の両面から、公園・施設の効率的・効果的な管理運営を行い、経費の削減と安定した質の高いサービスを実現します。

#### 協働

ボランティア等の市民協働による公園・施設管理を推進するほか、ファン、リピーターを増やす取組により、公園・施設を核として地域の人や資源のつながりを創り出すことで、地域の活性化に貢献します。

#### 環境

環境マネジメントシステムの運用により、環境負荷低減や生物多様性保全への取組を維持・向上させ、市民の財産であるみどりを次代へ継承します。

#### 景観

各公園において、四季折々の草花や樹木を植栽し、デザインし、その適切な維持管理によって、彩り・賑わい・落ち着きのある景観を創出し、地域に潤いのある空間を提供します。

### 管理運営の基本方針

1. 平等・公平な利用の機会を確保し、公共の福祉増進の場としての利用効果を高めます。
2. 関係法令・条例等を遵守し、利用者や市民の声の反映に努め、開かれた管理運営による安全で安心、快適な利用環境を提供します。
3. 資源・施設の長寿命化を念頭に置き、効率的な管理運営による経費削減を図り、安定した質の高いサービスを提供します。
4. コミュニティ活動の拠点の一つと位置付け、市民や関係諸団体・機関との連携・協働を推進し、資源の積極的な活用を図り、活動の場としての魅力を高めます。
5. 都市における多様な環境圧の下、みどりの保全と環境負荷の低減、良好な景観の保全・創出を目指します。

## 旭山記念公園の管理運営における基本方針

1. 人と自然を結ぶ多様な活動や交流のサポートを通じて、市民協働による旭山記念公園をつくり上げます。
2. 多角的な自然体験の実施により身近な自然とのふれあいの場を提供し、環境教育と環境保全活動を推進します。
3. 豊かな自然資源、市街地の展望等の観光資源の情報発信に努め、多様な来園者の利活用を促進します。
4. だれもが利用しやすい公園環境の整備に努め、防犯への配慮、防災への備え、危険な野生生物の情報提供を強化して安全・安心な公園環境を提供します。
5. 障がい者支援団体と連携して公園の管理運営を協働で行うことで社会福祉に貢献します。

### 2) 事業目標

当公園の管理運営にあたっては、前述の「旭山記念公園の特徴」を踏まえるとともに、当コンソーシアムの基本方針を基に次の 5 つの事業目標を立て、その達成のために各種の事業に取り組みます。

#### 事業目標1 市民の活動の場としての公園利用の活性化

##### ① 公園で活動する市民団体へのサポートと連携

当公園で活動している旭山記念公園市民活動協議会（以下、「市民協議会」といいます。）とともに、イベントの共催・協力や各種サポートを行うなど、引き続き連携・協力することで公園利用を促進・活性化させます。また、冬期間の滑走事故防止のために巡視を行っている札幌市スポーツ救護赤十字奉仕団の活動への協力と連携を継続し、安全と安心な取組を推奨します。

##### ② 市民活動の場としての公園の活用

市民が気軽にボランティア活動や公園の利活用に参加できる機会をつくり、様々な活動による、豊かな自然体験の提供とともに環境の保全を促進し、また、市民同士の交流の機会をつくり、公園の魅力・価値の向上を図ります。

#### 事業目標2 自然豊かな環境を生かした環境教育の場の提供

##### ① 豊かな自然の紹介

当公園及び周辺の自然林に自生する樹木や野草類、生息する鳥や昆虫などを森の家の展示や公式ホームページなどで紹介し、それらにふれあう機会につなげます。

## ② 環境学習の実施

豊かな自然環境を活かし各種観察会、体験講座など各種の環境学習事業を実施します。当公園はシマエナガなど多くの野鳥が見られることから、環境教育のきっかけとなる野鳥観察会を年間 30 回程度開催しており、また公式ホームページ等による情報発信を継続することで、探鳥地として全国からバードウォッチャーが集まる公園になりました。ニーズに応え道外の旅行者向け野鳥ガイドを開始しており、さらなる環境教育事業の向上を図ります。

## ③ 生物多様性を保全する活動の推進

当公園ではこれまで、市民参加を募って平成 27 年に行った特定外来生物のオオハングソンソウの駆除や、平成 29 年から現在まで実施する市民団体主催イベント「森のたんけん隊」による在来種の保護・育樹活動、公園ボランティア「旭山記念公園ボランティアの会」の活動によるニセアカシアの幼樹駆除といった活動を実施してきており、今後も市民とともに取組みを進めることで、自然豊かな当公園と生物多様性を保全する活動を推進します。

## 事業目標3 景観など公園の特徴を生かした広報活動

札幌の市街地を一望できる当公園は、日本新三大夜景に選ばれた、札幌市を代表する夜景スポットのひとつとなっています。また、春のサクラや秋の紅葉といった見頃に訪れる方々に加え、近年の野鳥人気によるバードウォッチャーの増加、藻岩山登山の拠点として立ち寄る登山者も増加しており、観光利用や近隣のリピーターの方など、多様な利用者が訪れていることから、それぞれの利用者の目線に立って当公園の魅力を発信します。

### ① 公式ホームページの更新

植物の開花や野鳥など園内情報の発信に努めてきたことで、公式ホームページへのアクセス件数は毎年増加しており、引き続き公式ホームページの充実に努めます。

### ② 自然情報誌の発行と掲示

当公園の野鳥や植物等の情報を掲載した月刊誌「アカゲラ通信」や隔週程度で発行する「旭山自然観察帳」の掲示や配布のほか、人気のシマエナガなどの野鳥や植物等の情報をまとめた冊子を安価で販売するなど、利用者のニーズに合わせたリーフレットを発行して利用促進につなげます。

### ③ プレスリリース

春のサクラや秋の紅葉など、当公園の園内情報をマスメディアに提供して公園利用者の増加につなげます。

## 事業目標4 安全・安心の確保

### ① 公園園路・散策路の安全対策

当公園は立地上、園路等に高低差があるため、平成 25 年からハザードマップを作成し、利用者に注意を要する箇所を周知してきました。今後もマップを活用して、園内の巡視点検時に危険箇所を確認して迅速に改善に努めるほか、内容を随時更新して安全利用につなげます。



## ② 冬期の安全管理の徹底

冬期間の安全対策として、積雪前の施設養生、積雪状況に応じた階段・歩道橋等の除雪や通行の制限、施設の雪下ろしを適宜行い、利用者の安全と施設の保守を図ります。

## ③ 危険な野生生物への対策

近年、生息域の藻岩山やその周辺でヒグマの出没情報が相次いでおり、当公園でも令和3年から毎年、出没が確認されています。掲示物等により公園利用者や藻岩山登山者への注意喚起とヒグマ対策の知識の普及啓発を行うとともに、出没情報が寄せられた際は札幌市の「旭山記念公園におけるヒグマ出没情報発生時の対応マニュアル」および当コンソーシアムの対応マニュアルに則り、札幌市と連携して対応します。そのほかスズメバチやマダニについても、ポスター等による注意喚起を行います。

## ④ 施設の長寿命化

再整備工事により設置されたユニバーサル園路等は再整備の基本理念をもとに、維持管理に努め安全な利用を確保します。また、手すり・ベンチなどの木製設備の補修・再塗装などを行い、施設の長寿命化を図ります。

## ⑤ AEDの設置

レストハウスにAEDを配置（冬期は森の家）し、受付及び売店スタッフは普通救命講習を定期的に受講して操作の研修を実施しています。今後も緊急時にAEDを有効に活用できるよう、取組を継続します。

# 事業目標5 社会福祉への貢献

## ① 社会福祉団体によるレストハウス管理運営の継続的サポート

当コンソーシアムではこれまで、社会福祉団体にレストハウスの管理運営・売店営業を委託するとともに、売店営業のノウハウ指導を行うなど、団体のサポートを続けてきました。今後も連携を強化することにより、障がい者雇用の場として継続的な確保に努めます。また、利用者へのサービスの充実に努めることで、市民の障がい者への理解向上に貢献していきます。

## ② 社会福祉団体への協力

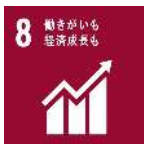
これまで公園の利用促進イベントを社会福祉団体と協働で開催するとともに、クマ鈴等のオリジナル商品の仕入れ等を行ってきました。今後も継続して取り組み、障がい者の活動と活躍の場を提供することにより、社会福祉に貢献します。



### 3) 持続可能な社会の実現に向けた取組

当コンソーシアムの代表である緑化協会は「持続可能な 2030 年までの開発目標 (SDGs)」に賛同し、将来にわたって、誰もがやすらぎや生きる喜びを感じられる場所を提供できるよう、公園・施設を安全・快適に保ち、環境保全や健康・福祉等の取組を積極的に実施します。

#### 緑化協会の SDGs への主要なアクション

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p><b>11</b> 住み続けられるまちづくりを</p> </div> <div style="margin-left: 10px;"> <p><b>適切な公園管理<br/>みどり豊かな都市づくり</b></p> </div> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画に基づく公園管理</li> <li>・災害対応</li> <li>・人や環境にやさしい植物管理</li> <li>・レクリエーションや交流の場の提供</li> <li>・人と人、人と緑のつながりづくり</li> <li>・ボランティアとの協働 等</li> </ul>  | <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p><b>10</b> 人や国の不平等をなくそう</p> </div> <div style="margin-left: 10px;"> <p><b>誰もが<br/>利用しやすい<br/>環境づくり</b></p> </div> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平等利用の確保</li> <li>・バリアフリー対応</li> <li>・多言語対応</li> <li>・接遇研修 等</li> </ul>  | <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p><b>15</b> 陸の豊かさも守ろう</p> </div> <div style="margin-left: 10px;"> <p><b>環境保全<br/>環境教育</b></p> </div> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・希少植物の保護</li> <li>・観察会</li> <li>・環境展示</li> <li>・子どもたちやボランティアによる調査</li> <li>・小学校等の実習受入</li> <li>・侵略的外来種防除 等</li> </ul>  |
| <div style="text-align: center;">  <p><b>13</b> 気候変動に具体的な対策を</p> </div> <p><b>気候変動対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電気使用量の削減</li> <li>・冷暖房の節約</li> <li>・エコドライブ</li> <li>・産業廃棄物の適正な処理</li> <li>・フロン類の適正使用</li> <li>・ボイラーの適正管理</li> <li>・グリーン購入</li> <li>・雪の利活用</li> <li>・雨水浸透型花壇 等</li> </ul>                                                                                 | <div style="text-align: center;">  <p><b>12</b> つくる責任 つかう責任</p> </div> <p><b>資源の有効利用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・植物リサイクル (堆肥、チップ、クラフト素材)</li> <li>・廃食油回収</li> <li>・機械等の長期利用 等</li> </ul>                                                                                                                                                                                                     | <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p><b>8</b> 働きがいも経済成長も</p> </div> <div style="margin-left: 10px;"> <p><b>働きやすい<br/>環境づくり</b></p> </div> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハラスメント防止</li> <li>・安定雇用</li> <li>・子育て支援</li> <li>・女性の活躍</li> <li>・研修助成制度 等</li> </ul>                            |

個別の取組については、次の各章に詳記します。

- 1 (2) 平等利用の確保に向けた考え方と取組 (P7)
- 2 (3) 地球温暖化防止対策及び環境配慮の推進に向けた基本的な考え方等 (P10)
- 3 (1) 維持管理業務計画 (P56)
- 4 事業の計画及び実施に関する業務の実施内容 (P84)
- 5 利用者サービス等に関する取組 (P93)

## (2) 平等利用の確保に向けた考え方と取組

すべての利用者に対して公平・公正なサービスを提供することは、公共施設である公園の管理運営において最も重要な基本事項であると考えます。

当コンソーシアムでは当公園における平等な利用機会の確保について、次のとおり取り組みます。

### 1) 平等利用確保の方針

公の施設の利用について規定した、地方自治法第 244 条第 2 項（正当な理由なく利用を拒んではならない）と第 3 項（利用に際して不当な差別的取扱いをしてはならない）を遵守し、年齢や障がい、性別、主義・主張、思想・信条、民族や言語、社会的地位や身分の違い、その他不当な理由によって公園の平等利用が妨げられることのないよう、当公園の適切な管理運営を行います。

特に、配慮が必要な障がい者に対しては、障害者差別解消法の趣旨に則り、公園・施設において不当な差別的取扱いをすることのないよう、また、施設等の利用の際の要望・申し出に進んで対応し、真摯な姿勢で「困りごと」の解消に努めるなど、合理的配慮を行うことを通じて共生社会の実現に寄与します。

#### 【統括責任者の役割】

統括責任者は、平等利用確保の確認を行う責任者とし、利用者に対し使用許可及び接遇並びにイベント等の広報を含めた情報発信について平等に実施されていることを確認し、これに反する事案を発見した場合は、速やかに改善を図り、緑化協会事務局と札幌市に報告します。

### 2) 平等利用確保の取組項目

#### スタッフへの教育指導の徹底

公園の平等利用の確保のため、接遇・サービス研修、バリアフリー講習をスタッフに受講させます。公園という公共の場において、「思いやりと感謝の気持ちで等しく利用者に接する」というスタッフの基本的な心構えを学び、様々な状況が想定される実際の対応について習得し、レベルアップを図ります。

また、特定の個人・団体に対する不当な利用拒否・利用制限、逆に便宜供与等の特別な取扱いなど、対応に注意を要する具体的事例をミーティング等において全スタッフに周知し、利用における平等を確実に確保するよう、教育指導の徹底を図ります。

#### 不当な差別的取扱いに該当するおそれのある行為等

障がいがあることを理由に施設の利用等サービスを拒否する行為を想定します。

これらの行為等を発生させないように組織として対応する取組として、職員に対して、障害福祉サービス事業者によるバリアフリー講習会や座学研修を実施します。

#### 具体的な取組

利用者が可能な限り同じサービスを受けられるように、施設管理の質を一定水準に保つとともに、バリアフリーやユニバーサルデザインの視点も意識して業務に取り組みます。

## ① 配慮が求められる方々に対する利用環境の整備

- a 車いす 5 台をレストハウスに配置し、無料で貸し出します。また、貸出し時に不具合のないよう適切な点検整備に努め、気軽にご利用いただけるよう貸出し情報を公式ホームページや園内掲示でお知らせします。
- b 海外からの来園者の利便に配慮して、多言語表記の園内サインの充実に努めます。また、スマートフォンの翻訳アプリ等を活用することで多言語のコミュニケーションに対応できるように努めます。
- c 駐車場に確保されている障がい者用駐車スペース（3 台分）は、障がい者に安心してご利用いただけるよう、一般利用者への周知に努めます。
- d 会話によるコミュニケーションが困難な場面では、筆談などによる利用案内等を実施するほか、音声ガイダンス、点字サインなどの既存施設の案内・周知に努めます。
- e 園内の車いす貸出しや障がい者用駐車スペースといった案内表示等は、ピクトグラムを効果的に使用します。また、バリアフリー情報を含むマップの提供などにより、誰もが分かりやすい利用環境の創出・維持に努めます。
- f 子育て中の方々が快適に利用できるようレストハウスに設置されている授乳室やオムツ替えシートが設置された多目的トイレの利用案内に努め、ご要望に応じてミルク用のお湯を提供するなどします。また森の家に授乳室はありませんが、要望があった際はパーテーション等で仕切り、臨時的な授乳スペースとして利用できるようにします。
- g アンケートは幅広い年齢層を対象に収集し、積極的に意見を取り入れます。現在もアンケートで要望があった冬期の園内トイレ閉鎖による不便さについて、森の家休館日もスタッフが滞在時は開錠してトイレ等の利用していただく対応を行っており、今後も公園利用に反映させていきます。
- h スタッフのネームプレートはひらがなで大きく表記し、小さな子どもでも名前が確認できるようにします。

## ② 利用環境の継続的改善と適切な情報提供

- a 園路の不陸や段差などは、日常の巡視点検によりいち早く把握し、迅速に復旧・改善を行い、公園利用の安全と平等な利用環境の確保に努めます。
- b 故障や修繕により、施設等が利用できない場合は、復旧時期（時刻）や代替利用など必要な情報案内に努めます。
- c 公園利用届等の情報に基づいて管理作業のスケジュールを調整するとともに、利用者が集中する場合は札幌市と協議し、状況に合わせて利用日時の調整を図ります。
- d 公式ホームページを活用し、公園利用の基本情報のほか、四季折々の景観や樹木・草花の情報、園内で実施するイベント・プログラムの情報など、利用者のニーズに的確にこたえる情報を分かりやすく提供します。
- e インターネットを利用されない方に不公平が生じないように、市広報課への投込み、マスメディアやフリーペーパー等への情報提供、園内掲示など、複数の媒体による情報提供に努めます。

### ③ イベントや自主事業等における平等利用の確保

- a 観察会等の参加受付原則として先着順で受付を行いますが、応募が多数見込まれるイベントについては抽選による受付を検討します。イベントの情報は事前に幅広く告知を行い、不公平とならないように対応します。
- b イベントなど、通常とは異なる公園利用の際には、一般の利用者に不都合や不利益が生じないよう、事前のイベント内容の計画を周知するとともに当日の対応を適切に実施します。
- c 当公園で見られる野鳥を多数紹介するリーフレットは、通常の日本語バージョンのほか英語に翻訳したものを掲示板等に張り出し、海外からの来園者にも野鳥を通した自然環境の魅力の発信に努めます。

### ④ 利用者の声の適切な反映やマナー啓発等の取組

- a 公園・施設の利用に関する苦情や改善等の要望を受け付けて整理・検討し、利用環境の改善に役立てます。また、これら苦情や要望の申立てによって差別や対応の差異が生じないよう、適切な対応に努めます。
- b 誰もが気持ちよく公園・施設を利用できるよう、利用者のマナー向上に取り組みます。具体的な取組内容は、本計画書「4（2）マナー啓発に関する業務と実施計画」に記載しています。

### (3) 地球温暖化防止対策及び環境配慮の推進に向けた基本的な考え方

人類の活動が原因となり進行している地球温暖化の防止に向けては、私たち一人ひとりができることに取り組む責務があります。

札幌市では平成 30 年に「第 2 次札幌市環境基本計画」を策定し、2050 年に向けた札幌市の環境の将来像として、『次世代の子どもたちが笑顔で暮らせる持続可能な都市「環境首都・SAPPORO」』を掲げています。

また、令和 2 年 2 月には、「ゼロカーボン都市」達成に向けた宣言、令和 3 年 3 月には、「札幌市気候変動対策行動計画」を策定するとともに、「札幌市気候非常事態宣言」を発し、持続可能な脱炭素社会の構築に向け、気候変動対策への取組強化を呼びかけています。

今後は生物多様性の保全や、資源・エネルギーの有効活用などの要素に加え、市民の意識や取組をより一層高め、市民協働による「持続可能なまちづくり」を推進することが特に求められています。

当コンソーシアムの代表である緑化協会では、「北海道環境マネジメントシステムスタンダード（HES）」を参考にして、緑化協会独自の環境マネジメントシステム（EMS）を構築・実施しています。EMS では現在、電気使用量の削減、残業時間の削減、特定外来生物の侵入軽減、食用廃油の回収」に取り込んでいます。

当コンソーシアムでは、市民の財産である公園を管理する者として、市民の「環境に対する厳しい目」に応える管理をする責務があるとともに、市民には公園利用を通じて、環境について考え、学び、行動する機会を提供する必要があると考えます。

#### 1) 取組についての基本的な考え方

当公園は、身近に豊かな緑の環境を提供する場であることから、これら環境の保全・啓発は公園管理において重要であり、徹底した環境配慮の意識を持って管理に当たる必要があると考えます。

当コンソーシアムでは、環境に配慮した公園管理の実施において、次ページに示す「公益財団法人札幌市公園緑化協会環境方針」をその基本的な考えとします。

## 公益財団法人札幌市公園緑化協会 環境方針

### 基本理念

「緑」に象徴される植物は、長い年月をかけて大気に酸素を供給するとともに食物連鎖の基盤として、多様な生命の営みを支えてきました。私たちが生活を営む人間社会も、この「緑」を抜きには成り立ちません。

人間社会は、特に 20 世紀後半以降の科学技術の急速な進歩によって、非常に便利で豊かになりました。しかし、人口の増加や経済活動の拡大などによって、化石燃料などの地球資源は急速に消費され、その過程で発生する二酸化炭素や各種の有害な廃棄物などが増加しました。その結果、地球温暖化、大気汚染、海洋汚染、生物種の減少・絶滅など、地球規模の環境破壊が急激な速度で進行しています。

私たちは、現在の豊かな生活を無条件には享受できない状況に置かれています。私たち人間が生きて生活する地球の環境を守り、次の世代に引き継ぐ責務を負っていることを一人ひとりが自覚して行動する必要があります。

【公益財団法人札幌市公園緑化協会】は、公園緑地の良好な管理運営と都市緑化の普及啓発を図ることによって、市民に快適な生活環境を提供するための事業を推進します。同時に、私たちは市民とともに、「緑」の創出・保全を図ることで地球環境の改善に最大限努力します。

この取組みを適切に維持するために、当協会では環境マネジメントシステムを構築し、運用します。

### 基本方針

「緑」を通じた快適な生活環境づくりと地球環境の保全に寄与するため、次の方針に基づき、日々の事業活動に取り組みます。

#### 1 環境経営の推進

地球環境への影響低減・環境保全への取組みが、当協会の事業目的の達成にも資することを目指した「環境経営」を推進するため、環境マネジメントシステムを活用します。

#### 2 環境パフォーマンスの継続的改善

環境目的・目標を定め、その達成に向けて努力するとともに、定期的な検証と見直しを行うことにより、環境パフォーマンスの継続的な改善を図ります。

#### 3 環境意識の啓発

当協会の事業活動に関わる人々のほか、広く市民に対して地球環境の大切さを啓発し、環境保全に対する意識の向上、社会的合意形成の強化に貢献します。

#### 4 環境の維持・改善

日常の事業活動においては特に、省資源・省エネルギー、廃棄物の削減及びリサイクルの推進等により、環境負荷の低減と生物多様性の保全に努めます。

#### 5 環境に関する危機管理の徹底

突発的な事故や自然災害によって生じるおそれのある環境への悪影響について、予防措置を講じるとともに、被害を最小限に留めるための取組みに努め、環境汚染に対する危機管理を徹底します。

#### 6 法律等の順守

地球環境保全に誠実に取り組む前提として、環境関連の法律・条例等を順守し、また当協会が同意する外部との環境に関わる取決め等についても、これを守ります。

この環境方針は、職員をはじめ当協会の事業活動に関わる全ての人に周知徹底するとともに、外部に公表します。

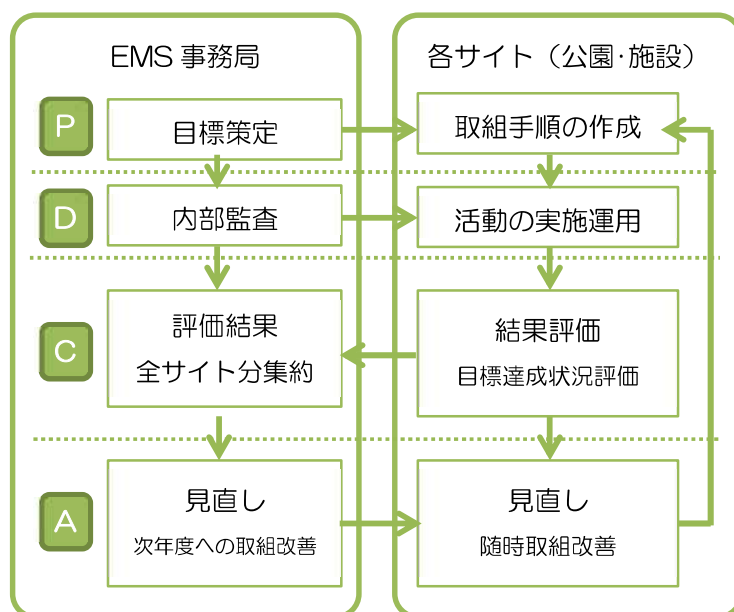
2025 年 4 月 1 日

公益財団法人札幌市公園緑化協会

理事長 前 田 明 寿

## 2) 緑化協会におけるこれまでの取組

緑化協会は、EMS において毎年環境目標を設定し、全スタッフの教育・訓練を実施して環境活動に取り組んでいます。



### 緑化協会EMSにおける環境目的・目標達成に向けた活動の流れ

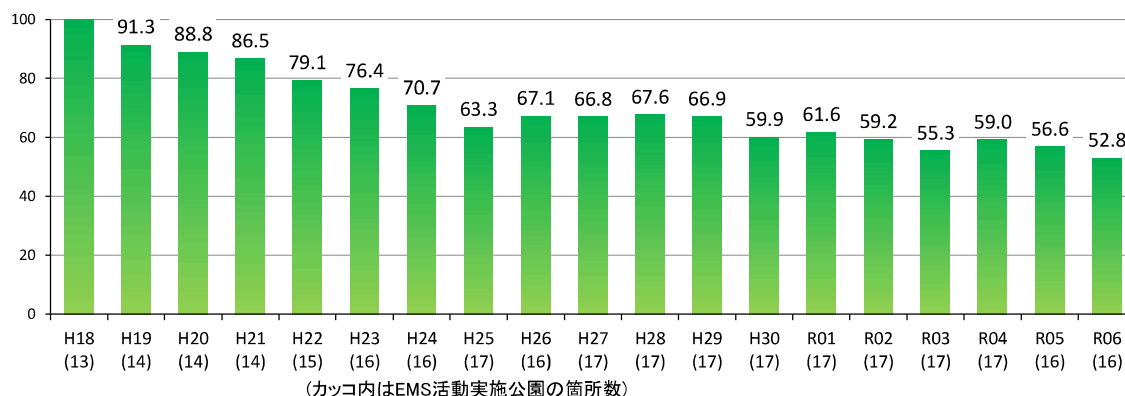
これまで様々な目的・目標を設定して活動してきましたが、近年は、公園・施設の管理運営における市民協働の推進や、生物多様性保全等の事業内容に則した視点で独自の目標を設定し、効果的な環境活動を目指しています。緑化協会の EMS における平成 18 年度から現在までの目標は次表のとおりです。

| 実施年度     | 緑化協会 EMS の目的・目標                                                           |
|----------|---------------------------------------------------------------------------|
| 平成 18-19 | 電気使用量削減、事務用品グリーン購入率向上、植物系廃棄物の再資源化<br>民有地緑化普及事業の利用増、一般廃棄物排出量削減、緑化講習会等の参加者増 |
| 平成 20    | 電気使用量削減、事務用品グリーン購入率向上<br>民有地緑化普及事業の利用増、一般廃棄物排出量削減、緑化講習会等の参加者増             |
| 平成 21-23 | 一般廃棄物排出量削減、緑化講習会等の参加者増、業務改善・新規事業等の提案<br>時間外勤務時間削減、食用廃油回収量増                |
| 平成 24    | OA 用紙使用量削減、ボランティア活動延べ時間増加、特定外来生物の侵入軽減<br>食用廃油回収量増                         |
| 平成 25-27 | 電気使用量削減、ボランティア活動延べ時間増加、特定外来生物の侵入軽減<br>食用廃油回収量増                            |
| 平成 28-現在 | 電気使用量削減、残業時間削減（電気使用量削減、ワーク・ライフ・バランス<br>推進）、特定外来生物の侵入軽減、食用廃油回収量増           |



EMSによる環境活動の中でも、特にエネルギー使用量の削減については、温室効果ガス発生抑制や経費節減にも直結することから、最優先の課題として取り組んできました。

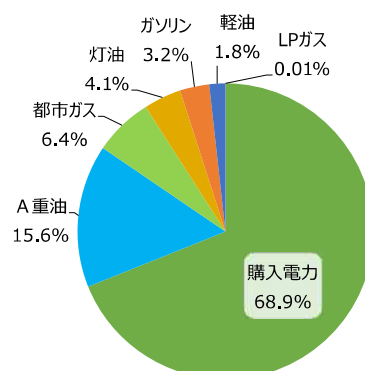
これまで、電気・燃料などの項目別に、また各公園で個別に効果的な手順を策定して取り組み、測定結果に基づき常に改善を進めてきた結果、主要公園で指定管理者制度が始まった平成18年度との比較で、令和6年度には約半分まで電気使用量を削減しています。



緑化協会の管理公園・施設におけるエネルギー使用量の推移  
(平成18年度を100としたEMS活動実施公園・施設の平均値)

エネルギー使用量のうち、比率の最も高い電力については、電気使用量の抑制を継続してEMSの目的・目標に設定しており、細かな節電の積み重ねやLED照明への転換の推進、公園・施設利用に支障とならない範囲での照明・機器類の運用の見直しなどにより、削減に努めています。

化石燃料については、節約の取組以外にも、環境への負荷が少ないBDF（バイオ・ディーゼル・フューエル）混合燃料を使用し、川下公園リラックスプラザのボイラー燃料にはB10重油（BDF10%混用A重油）、百合が原公園リゾートレインの燃料としてB5軽油（BDF5%混用軽油）を導入しています。



緑化協会のエネルギー使用量  
項目別比率（令和6年度）

また、BDF混合燃料を使用している川下公園、百合が原公園では食用油の回収ボックスを設置して、公園で使用している低環境負荷燃料の原料とすることで、市民がリサイクルの成果を実感し、環境保全意識を高めることにつなげています。

非化石燃料使用に関する旭山記念公園での取組としては、園内で発生した倒木を森の家の薪ストーブの燃料として使用し、冬期の化石燃料消費節約につなげます。

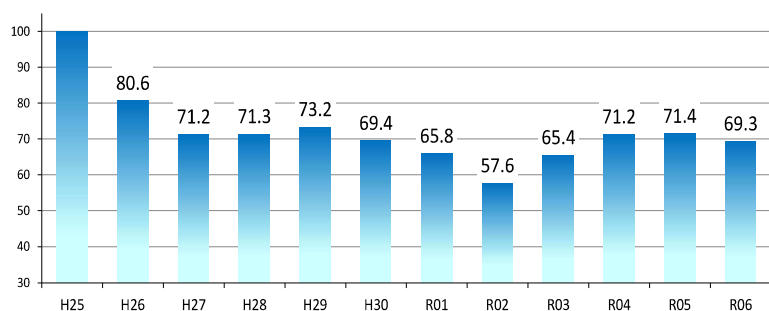
緑化協会は、EMSの認証を取得して環境に配慮した取組を自主的に行っている事業所として、平成20年8月に「さっぽろエコメンバー」レベル3に、また、北海道が実施する北海道グリーン・ビズ認定制度において「優良な取組」部門ランク3に申請し、登録されています。



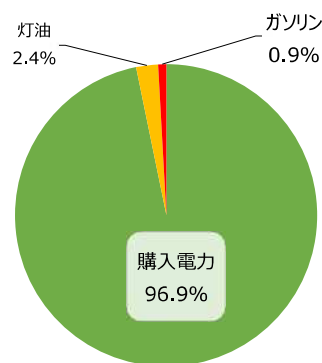
### 3) 旭山記念公園におけるこれまでの取組

当コンソーシアムでは、これまでの当公園の管理においても、緑化協会の EMS に基づき、積極的に環境活動に取り組んできました。

当公園のエネルギー使用量の内訳について、電気が約96.9%を占めることから、特に電気使用量の節減に努めています。またこのほか、ごみの総量削減や森の家の薪ストーブの積極的な利用などに継続して取り組んでいます。令和 6 年度の実績は、指定管理者制度が始まった平成 25 年度との比較で、当公園のエネルギー使用量 36.1%の削減を達成しました。



旭山記念公園におけるエネルギー使用量の推移  
(平成 25 年度を 100 とした場合の相対値)



旭山記念公園におけるエネルギー使用量の  
項目別比率（令和 6 年度）

また、自然豊かな当公園にも、ニセアカシアやオオハングンソウなどの外来植物が侵入していますが、緑化協会の EMS で取組目標に設定している特定外来生物オオハングンソウについては、平成 25 年度から毎年、市民協働により駆除に取り組んだ結果、平成 28 年度以降、発生は確認されておらず、取組の成果が表れています。ニセアカシアについては実生木の拔取りや幼木の除伐を実施することで繁殖を抑え、多様な植生を維持します。

### 4) 当公園における今後の取組

令和 8(2026)年度、緑化協会が EMS で取り組んでいる目的・目標は、次のとおりです。

| 緑化協会 EMS の環境目的・目標 令和 8(2026)年度 |
|--------------------------------|
| ・ 電気使用量の削減                     |
| ・ ノー残業デーの超過勤務時間の削減             |
| ・ 特定外来生物の侵入軽減                  |

今後も当公園において、緑化協会の EMS に基づく取組を継続するほか、自然豊かな当公園の特性に合わせて、単なる環境配慮にとどまらず、環境学習と関連させるなどの手法をとりながら、市民協働による活動や、生物多様性保全の普及啓発につなげるなどの取組を進めます。

その他、環境配慮に関連する具体的な取組として、当公園では次に示す項目について、コンソーシアムのスタッフ全員で取り組みます。また、スタッフから環境配慮のアイディア、工夫等の提案を募り、積極的に取り入れて改善に努めます。

### ① 物品やサービスの購入時の取組

| 項 目            | 具体的取組                                    |
|----------------|------------------------------------------|
| グリーン購入         | 事務用品はグリーン購入法適合品を選択                       |
| 長期使用を見込める商品の選択 | 長期的視点での機種選択<br>(耐久性、メンテナンスや部品交換の容易さ)     |
| 地域の産品や企業の積極的選択 | 地域振興への貢献及びマイレージ(輸送に係る環境コスト)を小さくする考え方での選択 |

### ② 物品やサービスの使用時の取組

| 項 目                     | 具体的取組                                                                                                                                                 |
|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 電力使用量の削減                | エコスタイル(服装と温度設定)の実施<br>屋内照明の積極的な消灯(不要箇所、外光利用)<br>就業時刻前、昼休みの消灯(管理スペース)<br>OA 機器類の適切な節電設定<br>週1日ノー残業デー設定<br>照明器具の定期的清掃<br>省エネ型自販機の選択導入<br>積雪期等の不要な園路灯の消灯 |
| 水の使用量の削減                | 手洗い蛇口、トイレ等の吐出量の調整                                                                                                                                     |
| OA 用紙使用量の削減             | 両面コピーの徹底、裏面利用(メモ用紙等)<br>電子データ化・電子決裁の推進<br>勤怠管理システムの導入                                                                                                 |
| 化石燃料使用量の削減<br>(暖房、作業機械) | エコスタイルの実施<br>薪ストーブの優先使用(森の家)<br>暖房器具の適正な運転、点検整備<br>作業機械の定期点検整備、作業時の出力調整                                                                               |
| 自動車燃料使用量の削減             | 環境性能に優れた車種の導入<br>アイドリングストップの励行<br>急発進、急加速、空ぶかし禁止<br>タイヤ空気圧の点検・調整<br>経済速度の遵守<br>不要な荷物は積載したままにしない                                                       |
| レジ袋の有料化                 | プラスチック製買物袋の有料化による過剰使用の抑制                                                                                                                              |

### ③ 廃棄物に関する取組

| 項 目              | 具体的取組                                                                             |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| ごみ排出量の削減         | 自販機業者によるビン・缶・ペットボトル回収<br>利用者へのごみ持ち帰り協力の周知<br>ごみ発生量の少ない商品の選択<br>(簡易包装、繰り返し使用、詰替え等) |
| 植物系廃棄物の再資源化、有効活用 | 管理等で発生した植物系廃棄物(剪定枝、間伐材)を薪ストーブ燃料に使用<br>剪定枝、つる、木の実を工作等の素材に利用                        |

### ④ 生物多様性保全に関わる取組

| 項 目             | 具体的取組                                    |
|-----------------|------------------------------------------|
| 在来種の保全          | 在来種の生息・分布状況調査<br>外来種の調査・駆除               |
| 生物多様性保全に関する教育普及 | 地域の自然、植生、生物等についての教育普及<br>外来種等の問題に対する普及啓発 |

## 5) 当公園における電力の調達を予定している小売電気事業者

当協会およびコンソーシアムで管理している公園の電力は、経費削減および一括管理を目的とし、電力を調達している小売電気事業者のうち1社は前年度の「環境配慮評価基準」を満たしていることから契約を継続し、主な高圧電力は北海道内企業1社から電力を調達します。

## 2 統括管理業務の実施内容

### (1) 管理運営組織の確立

#### 1) 責任者の配置及び組織の整備

##### 旭山記念公園の管理運営体制

当コンソーシアムは構成団体による分業・協働体制をとり、相互の連絡を密に行い、情報共有を徹底し、当公園の適切な管理運営に努めます。

#### ① 業務の分担

当コンソーシアムの構成団体による業務分担は下表のとおりとします。

| 構成メンバー | 担当業務内容                                                                                      |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 緑化協会   | 【総合的な管理、企画運営・普及等業務】<br>森の家に管理事務所を置いて業務全般を統括し、一連の計画策定、業務の実施、報告等について指示・調整・主導、市民協議会との連携を担当します。 |
| 岩本石庭   | 【園内設備や植物等の維持管理業務】<br>園内設備の保守と緑地管理業務を実施し、業務を効率的に遂行し安全・快適な利用環境を整えます。                          |
| 造園コンサル | 【冬の除雪業務等】<br>冬期間における除雪等業務を実施し、利用者の利便・安全を確保します。                                              |

#### ② 連絡・情報共有の体制

これまでも毎朝ミーティングを行い、作業状況や各種状況等をスタッフ間で共有して業務にあたってきており、引き続き培ってきたノウハウを生かし取り組んでいきます。また、本社や札幌市に報告等の必要な記録はマネージャーが集約し、適切に処理します。

このほか、適宜コンソーシアムの連絡会議を行い、連絡・情報共有の徹底を図ります。

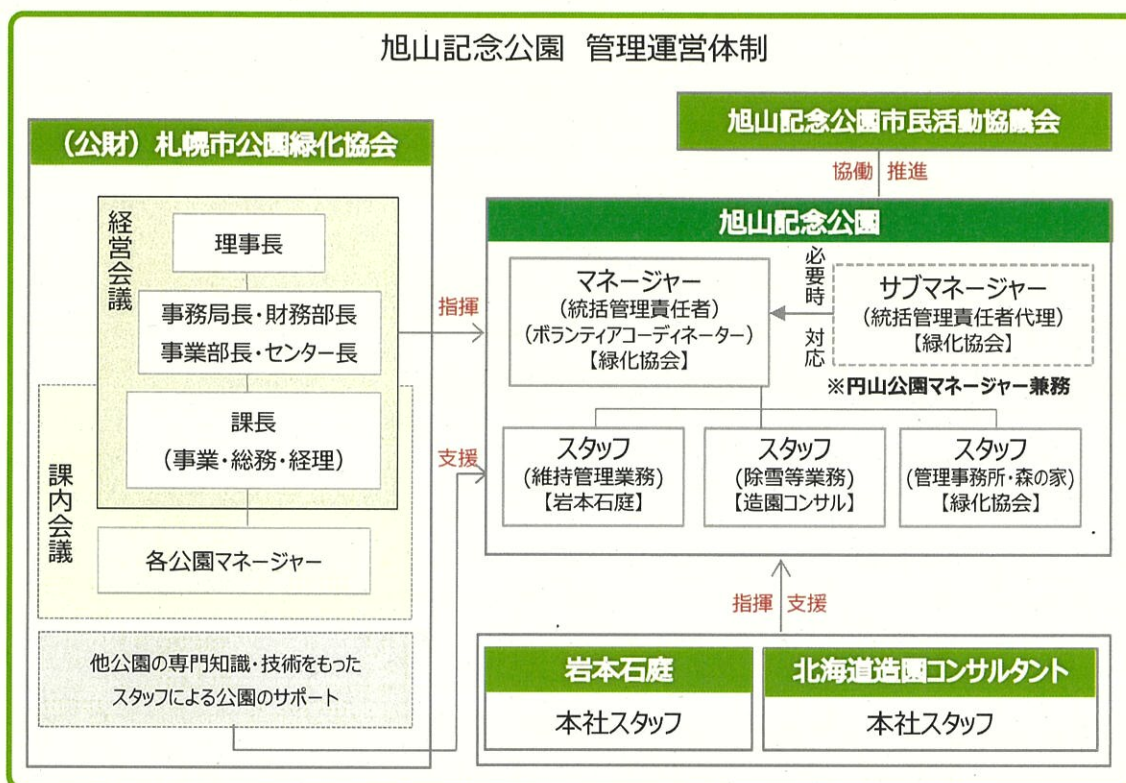
#### ③ 管理運営系統

当コンソーシアムは指定管理者として、常駐スタッフのほか、適宜各本社や他公園スタッフ等からのサポートを受けて、当公園の管理運営に努めます。

また、管理運営体制を強化するため、業務や事業等の必要に応じて、他公園の専門知識・技術を持ったスタッフがサポートします。



## 旭山記念公園 管理運営体制



### マネージャー（統括管理責任者）の配置

当公園の現場責任者であるマネージャー（統括管理責任者）は、公園の管理運営経験が豊富で、植物栽培や公園管理に有効な資格を持った緑化協会正規職員を配置します。またマネージャーが病気等の長期不在時に対応するサブマネージャー（統括管理責任者代理）を配置します。

当公園のマネージャーには、次の資質を有する人材を配置します。

- ・市民や利用者の立場に立った管理運営と企画立案ができること
- ・リーダーシップを発揮し、よりよい組織づくりと人づくりができること
- ・経営感覚をもって公園を管理運営できること

マネージャーは、公園における事業の企画立案及び実施、札幌市との協議・報告、対外的な協議・調整、その他業務全体を統括し、責任を持って一元的に対応します。また、マネージャーは公園の全スタッフを指揮し、管理運営を円滑に行います。

#### 配置を予定する責任者

| 統括管理責任者 | 実務経験年数      | 資格                                                   |
|---------|-------------|------------------------------------------------------|
| マネージャー  | 公園管理経験10年以上 | 2級造園施工管理技士<br>公園管理運営士<br>甲種防火管理者<br>体育施設管理士<br>農薬指導士 |

### 管理体制

当公園の管理運営は、コンソーシアムの代表団体である緑化協会により、次の管理体制及

び指揮系統の下に行い、またコンソーシアム内で密に連携を図り、適正かつ円滑な業務の執行体制を確保します。

### ① 業務執行機関及び業務指揮

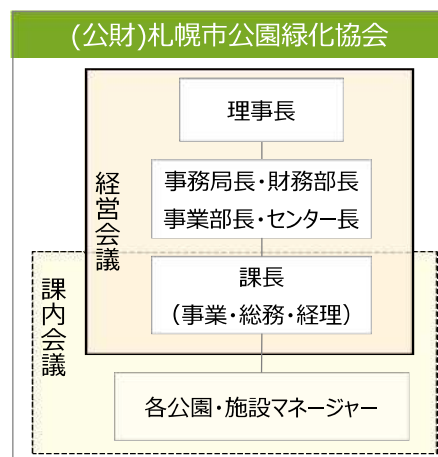
緑化協会は、評議員会を意思決定機関、理事会を業務執行機関とし、代表である理事長は業務執行の最高責任者として緑化協会全体を統括指揮します。

事務局長は、事務及び業務を統括的に指揮監督します。財務部長は、経営戦略や方針の決定などにより、適正かつ効率的な財務運営を推進します。事業部長は、事業戦略や方針の決定など円滑な事業を推進します。公園・施設の管理運営執行責任者である課長は、公園・施設のマネージャーとスタッフ、事務局のスタッフを指揮して、業務を円滑に執行します。

### ② 経営会議及び課内会議

理事長、事務局長、財務部長、事業部長、センター長、課長等によって構成する経営会議は、事業の円滑な執行を検証し、緑化協会全体を指揮監督します。

経営会議の下に、各課長が経営会議と各担当公園・施設のマネージャーと情報の集約・共有の役割を果たす形で課内会議を行い、各現場の円滑な業務執行を図ります。



### ③ 事務局

事務局には、事務局長、事業部長、財務部長、経理課、総務課、事業推進課スタッフが常勤し、内部や外部との連絡調整を行うほか、公園の管理運営に関わる庶務・経理や、公益事業・収益事業に対応する係を設置し、法人の中核管理機能を果たします。

この体制・指揮系統により、法令遵守、各種サービスの向上、利用者の平等・公平性の確保、安全・安心と快適性の確保、業務の簡素化・効率化などについて組織的に取り組み、公益法人として適正な組織運営を徹底します。

また、業務に必要な資格や知識、技術を有する事務局スタッフは、必要に応じて実施事業ごとに公園に勤務し、よりクオリティの高い運営をサポートします。

## 業務分担の内訳

当公園の管理運営においては、スタッフが次の職務分担表のとおり各業務を担当し、円滑かつ効率的に業務を執行します。

また、大規模なイベントの開催など人員が不足する場合や、当公園スタッフには対応が困難な専門的視点や技術等が要求される事業等を実施する場合には、各構成団体の本社や他公園からの応援スタッフがサポートします。



| 旭山記念公園 職務分担表                                   |                                                                                                                                                                                   |
|------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 職 名                                            | 担当業務内容                                                                                                                                                                            |
| マネージャー<br>(統括管理責任者・ボランティアコーディネーター兼務)<br>【緑化協会】 | 【統括管理責任者】<br>総合的マネジメントの遂行、コンプライアンスの確保、公園利用者等への平等・公平な管理運営、公園施設の保全と安全管理、ホスピタリティ向上に向けた取組、効率的・効果的な公園管理運営、市民協議会との協議・調整、事業計画策定、報告書作成、ボランティア活動の支援及び調整、その他旭山記念公園に係るマネジメント全般及び平等利用確保確認の責任者 |
| サブマネージャー<br>(統括管理責任者代理)<br>【緑化協会】              | 【統括管理責任者代理】<br>マネージャーの病気等による長期不在時に適宜、円山公園マネージャーが職務を代行                                                                                                                             |
| 管理事務所（森の家）<br>スタッフ①②<br>【緑化協会】                 | 森の家開放対応、建物内・トイレの清掃、建物周囲の除草等整備<br>建物出入口等の除雪、連絡調整、利用者対応・案内<br>苦情・要望等対応、事務・普及資料等作成、自主事業等企画運営補助、ボランティアとの協議・調整、その他森の家の管理に係る作業                                                          |
| 公園維持管理スタッフ<br>①②③④⑤⑥<br>【岩本石庭】                 | 園地の植物維持管理作業、設備等安全管理・維持・保全作業<br>公園利用者対応、利用案内、園内巡視、苦情・要望対応<br>市民活動サポート、その他公園の維持管理に係る作業                                                                                              |
| 除雪等管理スタッフ①②③<br>【造園コンサル】<br>※12月～3月            | 園路・駐車場の除雪作業、安全管理・誘導対応、冬期設備管理<br>巡視確認、その他冬期間の公園の維持管理に係る作業                                                                                                                          |

| 旭山記念公園 支援等職務分担表（緑化協会） |         |                                                                               |
|-----------------------|---------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 指揮・支援等スタッフ<br>緑化協会    | 担当課長    | 【公園管理運営執行責任者】<br>公園管理運営・事業推進の総括、札幌市との連絡・事業調整<br>公園管理・植物管理の指揮・指導、その他総合的なマネジメント |
|                       | 事業課スタッフ | 公園施設間の事業調整、自主事業・契約等、札幌市との調整                                                   |
|                       | 総務課スタッフ | 庶務、人事、給与、文書、規定、研修、福利厚生                                                        |
|                       | 経理課スタッフ | 経理、財産管理、予算・決算、情報セキュリティ                                                        |

### 職責及び担当等の明示

公園に勤務するスタッフの責任と担当等を明らかにするため、管理事務所（森の家）に名前（名字のみ）、職責、担当業務等を記載した配置図を掲示します。また、全員が統一様式のネームプレート（ひらがな名字を記載）を着用し、スタッフ一人ひとりが自覚と責任をもって業務に当たります。

これら配置図、ネームプレートには、近年の社会情勢を踏まえてフルネームは記載せず、スタッフの安全とプライバシーの保護にも配慮します。

## 有資格者と技術等の共有・活用

現在、当コンソーシアムのスタッフが保有する公園・施設管理運営に係る主な資格は、次表のとおりです。これらスタッフの資格や知識、技術など、あらゆるノウハウを活用して、管理運営のレベルと利用者の満足度を高めます。

| 主な資格者一覧（緑化協会） |                           |       |         |                        |       | 令和7年7月1日現在 |  |
|---------------|---------------------------|-------|---------|------------------------|-------|------------|--|
| 分野            | 資格名                       | 人     | 分野      | 資格名                    | 人     |            |  |
| 植物・園地管理       | 樹木医/樹木医補                  | 2/1   | 安全・サービス | 遊具の日常点検講習              | 56    |            |  |
|               | 1級/2級造園施工管理技士             | 20/16 |         | 北海道農業指導士               | 65    |            |  |
|               | 1級/2級造園技能士                | 6/10  |         | 毒物劇物取扱責任者（一般/農業）       | 2/1   |            |  |
|               | 1級/2級園芸装飾技能士              | 2/2   |         | 特殊索道技術管理者              | 4     |            |  |
|               | 公園管理運営士                   | 45    |         | 食品衛生責任者                | 24    |            |  |
|               | スーパーグリーンアドバイザー/グリーンアドバイザー | 1/7   |         | サービス接遇実務検定準1級          | 1     |            |  |
|               | 北海道フラワーマスター               | 2     |         | サービス接遇実務検定2級/3級        | 19/69 |            |  |
|               | ハンギングバスケットマスター            | 2     |         | 全身性障害者移動介助従事者養成研修課程    | 3     |            |  |
|               | 花育アドバイザー                  | 2     |         | サービス介助士/準サービス介助士       | 2/1   |            |  |
|               | メディカルハーブコーディネーター          | 1     | 労働・衛生   | 第一種/第二種衛生管理者           | 8/1   |            |  |
|               | 園芸療法リーダー2級                | 1     |         | 職長・安全衛生責任者教育/安全衛生推進者   | 11/17 |            |  |
|               | 緑の安全管理士                   | 1     |         | ワーク・ライフ・バランス推進員        | 1     |            |  |
|               | 家庭菜園検定2級                  | 1     |         | メンタルヘルスマネジメント検定Ⅱ種      | 5     |            |  |
|               | 土壤医検定3級                   | 3     |         | 危険予知訓練トレーナー研修          | 1     |            |  |
|               | 芝草管理技術者2級/3級              | 2/16  |         | 社会保険労務士                | 1     |            |  |
|               | 1級/2級土木施工管理技士             | 6/2   |         | 潜水士                    | 3     |            |  |
| 危険物・消防        | 建築物環境衛生管理技術者              | 4     | 救急救命    | 応急手当普及員/応急手当普及推進員      | 5/3   |            |  |
|               | 甲種防火管理者/防災管理者             | 32/13 |         | 上級/普通救命講習・普通応急手当講習     | 2/93  |            |  |
|               | 消防設備士甲種4類                 | 1     |         | 防災士                    | 2     |            |  |
|               | 危険物取扱者乙種4類                | 26    | 自然・生態系  | プロジェクトワイルド             | 13    |            |  |
|               | 2級ボイラー技士/ボイラー取扱技能         | 3/3   |         | グローイングアップワイルド          | 3     |            |  |
| 資源循環          | 破碎・リサイクル施設技術管理士           | 1     |         | 自然再生士                  | 6     |            |  |
|               | 特別管理産業廃棄物管理責任者            | 2     |         | 2級ピオトップ計画管理士/施工管理士     | 3/7   |            |  |
| 作業機械・工具等      | 刈払機取扱作業安全衛生教育             | 67    |         | 自然観察指導員                | 1     |            |  |
|               | チェーンソーによる伐木等特別教育          | 59    |         | 生物分類技能検定3級             | 1     |            |  |
|               | フルハーネス型墜落制止用器具特別教育        | 39    | 車両系     | 安全運転管理者/副安全運転管理者       | 1/4   |            |  |
|               | ロープ高所作業特別教育               | 4     |         | 大型特殊第一種運転免許            | 16    |            |  |
|               | 振動工具取扱作業安全衛生教育            | 18    |         | 大型第一種/第二種運転免許          | 1/1   |            |  |
|               | 丸鋸等取扱作業従事者教育              | 13    |         | 車両系建設機械（整地等）運転技能講習     | 23    |            |  |
|               | アーク溶接技能/ガス溶接技能            | 16/9  |         | 車両系建設機械（新解体）技能講習       | 3     |            |  |
|               | 動力駆動巻上機特別教育               | 3     |         | 小型車両系建設機械（整地等）運転特別教育   | 34    |            |  |
|               | 自由研削用砥石取替運転作業特別講習         | 16    |         | フォークリフト運転技能講習/特別教育     | 12/9  |            |  |
|               | 木材加工用機械作業主任者技能講習          | 7     |         | 小型移動式クレーン運転技能講習/特別教育   | 24/3  |            |  |
| 学術            | 学芸員                       | 6     | 電気      | ローラー（締固め）の運転の業務に係る特別教育 | 11    |            |  |
|               | 博士（農学）/（環境科学）             | 1/1   |         | 高所作業車運転技能講習/特別教育       | 28/2  |            |  |
| スポーツ          | 公認上級スポーツ施設管理士             | 14    |         | 玉掛技能講習                 | 26    |            |  |
|               | 公認スポーツ施設運営士               | 3     |         | テールゲートリフター特別教育         | 29    |            |  |
|               | 日本陸上競技連盟公認審判員             | 2     |         | 第一種/第二種電気工事士           | 2/5   |            |  |
|               | パークゴルフアドバイザー              | 3     |         | 1級電気工事施工管理技士           | 1     |            |  |
|               | プール施設管理士・衛生管理者            | 3/10  |         | 低圧電気取扱業務特別教育           | 11    |            |  |
|               |                           |       |         | 特別高圧/高圧電気取扱業務特別教育      | 1/3   |            |  |

※人数欄にスラッシュ「/」のある資格：資格名欄〇〇/\*\*の2つを併記、人数欄に〇〇の人数/\*\*の人数を併記  
例）樹木医 / 樹木医補 | 1/1 の場合、樹木医1人 / 樹木医補1人

| 主な資格者一覧（岩本石庭）     |    |                    |    | 令和 7 年 7 月 1 日現在 |
|-------------------|----|--------------------|----|------------------|
| 資 格 名             | 人  | 資 格 名              | 人  |                  |
| 1 級造園施工管理技士       | 5  | 測量士                | 1  |                  |
| 2 級造園施工管理技士       | 2  | 大型特殊第一種運転免許        | 8  |                  |
| 1 級土木施工管理技士       | 3  | 大型第一種運転免許          | 5  |                  |
| 2 級土木施工管理技士       | 2  | 車両系建設機械技能作業免許      | 10 |                  |
| 1 級造園技能士          | 7  | 小型移動式クレーン運転免許      | 9  |                  |
| 2 級造園技能士          | 2  | 玉掛技能               | 9  |                  |
| 公園管理運営士           | 1  | 高所作業者運転技能          | 9  |                  |
| 毒物劇物取扱責任者         | 1  | 不整地運搬車運転技能         | 2  |                  |
| 北海道農業指導士          | 8  | 地山掘削作業主任           | 3  |                  |
| 芝草管理技術者 1 級       | 1  | 土留支保工組立作業主任        | 3  |                  |
| 街路樹剪定士            | 8  | 型枠支保工組立作業主任        | 3  |                  |
| 特定管理産業廃棄物管理責任者    | 1  | 足場組立作業主任           | 3  |                  |
| 産業廃棄物管理責任者        | 1  | 遊具の日常点検講習          | 8  |                  |
| 伐木等（大径木）作業従事者特別教育 | 10 | ツリークライミング技能講習      | 3  |                  |
| 刈払機作業安全衛生講習       | 11 | 建設業経理事務士 2 級       | 1  |                  |
| 普通救命講習            | 8  | みどりの安全管理士          | 1  |                  |
| 安全運転管理者           | 1  | プロジェクトワイルド・エデュケーター | 1  |                  |
| フルハーネス型安全帯作業特別教育  | 9  | 北海道ガーデニングマイスター     | 1  |                  |

| 主な資格者一覧（造園コンサル） |   |               |    | 令和 7 年 8 月 1 日現在 |
|-----------------|---|---------------|----|------------------|
| 資 格 名           | 人 | 資 格 名         | 人  |                  |
| 1 級造園施工管理技士     | 5 | 小型移動式クレーン運転免許 | 11 |                  |
| 1 級土木施工管理技士     | 1 | 車両系建設機械技能作業免許 | 11 |                  |
| 2 級造園施工管理技士     | 2 | 高所作業者運転技能     | 11 |                  |
| 2 級土木施工管理技士     | 1 | 不整地運搬車運転技能    | 6  |                  |
| 1 級造園技能士        | 4 | 玉掛技能          | 11 |                  |
| 1 級植生施工管理技士     | 1 | 足場組立作業主任      | 3  |                  |
| 北海道農業指導士        | 7 | 遊具の日常点検講習     | 10 |                  |
| 街路樹剪定士          | 5 | 建設業経理事務士 1 級  | 1  |                  |
| 植栽基盤診断士         | 1 | 建設業経理事務士 2 級  | 1  |                  |
| 造園基幹技術者         | 3 | 大型特殊          | 8  |                  |